

島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付する生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」（平成29年3月31日付け厚生労働省発生食0331第27号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）及び「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」（平成29年3月31日付け健発0331第24号・生食発0331第27号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長連名通知。以下「取扱要領」という。）の規定によるものとする。

(交付対象事業者)

第3条 交付対象事業者は取扱要領第2第1項に該当する市町村、一部事務組合及びPFI事業選定事業者とする。

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業は取扱要領第3第1項に該当する水道施設関連事業とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この交付金の交付額は取扱要領第7第1項で定める算定方法によるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定による交付申請は別記様式第1号のとおりとし、知事が毎年度定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない

らない。

ただし、申請時において交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条によるこの交付金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第2号による状況報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の2月15日までに別記様式第2号による状況報告書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書を提出するものとする。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別記様式第3号による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。なお、知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。
- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第4号による調書を作成するとともに、交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(変更等承認手続)

第8条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第5号による変更承認申請書に変更理由書を添付して知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の合計額の増減及び地区相互間の経費の流用以外の変更は軽微な変更として、変更承認申請書の提出を省略することができる。

(概算払い)

第9条 知事は、必要があると認めた場合においては、概算払いをすることができる。

2 交付金の交付を受けようとする者は、別記様式第6号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の実績報告書の様式は別記様式第7号のとおりとし、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第7条第1項(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 交付対象事業者は、第6条第2項ただし書により交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で知事が指定したものとは、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第13条第2項に規定する耐用年数を勘案して知事が定める期間とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(県内中小事業者への優先発注)

第12条 交付対象事業者は、交付対象事業の実施に際し県内中小企業者へ発注するよう努めることとする。

附則

1 この要綱は平成29年4月3日より施行し、平成29年4月3日から適用する。

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり申請する。

記

- | | | | | |
|---|----------|------------|-------------|----------------------|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 | |
| 2 | 事業の目的 | | | |
| 3 | 経費の配分表 | | 別記様式1号別紙（1） | } 経費の配分表の地区毎に添付すること。 |
| 4 | 事業計画調書 | | 同別紙（2） | |
| 5 | 事業費所要額調書 | | 同別紙（3） | |
| 6 | 算定額明細書 | | 同別紙（4） | |
| 7 | 財源調書 | | 同別紙（5） | |
| 8 | 添付書類 | | | |
| | （1） | 歳入歳出予算書の写し | | |
| | （2） | 設計図面 | | |
| | （3） | その他必要な参考資料 | | |

（記載上の注意）

1 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙（2）、（3）及び（5）を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙（4）を作成し、添付すること。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

2 設計図面については、すべて実施設計とし、認可申請（届出）で使用したもの又は工事発注などの図面を使用することも妨げないものとし、作成にあたっては、次の留意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

ア. 一般平面図（任意縮尺）

- ・給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。
- ・補助対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。
- ・各施設はそれぞれ次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が交付対象になるものにあつては、特に省略することができる。

当該年度補助対象事業・・・・・・・・・・赤色

当該年度単独事業・・・・・・・・・・緑色

次年度以降の事業・・・・・・・・・・黄色

前年度からの継続事業で実施済事業及び既有施設・・黒色

イ. 主要構造物配置平面図（任意縮尺）

- ・水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。（ただし、当該年度施工主要構造物に限る。）

平成 年度 島根県生活基盤施設耐震化等交付金 経費の配分表

交付対象事業者

No.	事業種別	地域種別	地区名	事業区分		子区分	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	備考
				中事項	小事項													
I 水道施設等耐震化事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小 計																		
II 水道事業運営基盤強化推進事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小 計																		
III 官民連携等基盤強化推進事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小 計																		
合 計 (I + II + III)																		

(使用方法)

- 変更の場合には、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記入すること。
- (記載上の注意)
- 「事業種別」欄には、「上水」、「下水」、「排水」、「供水」、「用供」の別を記入すること。
- 「地域種別」欄には、「一般」、「離島」、「奄美」の別を記入すること。
- 「事業区分」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金実施要領別表第1及び別表第2により該当する事業を記入すること。
- 「予算区分」は国の予算区分(当初予算、本省繰越等)を記載すること。
- 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む。)を記入すること。
- 「寄附金その他の収入額」欄には、本年度の収入額を記入すること。ただし、振興等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評議員会等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評議員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の建設又は増設に要する費用及び生活基盤施設耐震化等交付金実施要領別表第5に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付対象外とした経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「基準事業費」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領第7により算定された事業費を記入すること。
- 「交付金所要額」欄には、「差引額」と「基準事業費」を比較していずれか少額の額を記入すること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、「交付金所要額」欄には、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「交付金所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「未確定」と記入すること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、「仕入れに係る消費税等相当額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「未確定」と記入すること。
- 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の取得に要する費用」については、「備考」欄に「負担金」又は「分担金」と記入すること。

別記様式第1号別紙(2)

事業計画調書

[水道施設等耐震化事業の場合]

(簡易水道再編推進事業・生活基盤近代化事業)

1. 事業概要

- (1) 事業認可年月日 年 月 日
- (2) 給水区域 郡市 町村 地区
- (3) 計画給水人口及び1人1日最大給水量

区分	計画給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量
一般住民	人	.	.
学校			
旅館			
官公署			
病院			
その他			
計			

注) 計画給水人口欄には、上段()書きにより給水人口を記載すること。

事業計画調書

(緊急時給水拠点確保等事業費)

1. 水道(水道用水供給)事業の概要

- (1) 事業認可年月日 年 月 日
- (2) 目標年次 年度
- (3) 計画給水人口 人
- (4) 計画1日最大給水量 $m^3/日$
- (5) 実績給水人口 人
- (6) 実績1日最大給水量 $m^3/日$
- (7) 資本単価 $円/m^3$

2. 緊急時給水拠点確保等事業の内容

- (1) 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設の場合

既設配水池の概要				今回整備計画			
配水池名	容量 m^3	整備年月	配水池容量 増加量	箇所数	カ所		
				容量	m^3		
			整備後の計画1日最大給水量 に対する時間換算容量	時間分			
			関連施設 整備の概要	送水管 m			
				配水管 m			
				その他			
計							
計画一日最大給水量 に対する時間換算容量		時間分		工期			
年度別 事業 計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
	交付額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

配水池・貯留槽は、形状・寸法・容量を記載すること。
その他の欄には緊急遮断弁等について記載すること。

(2) 緊急遮断弁の場合

緊急遮断弁及び設置箇所の概要							
設置施設名	容 量	施設の設置年月日	口 径	検地装置	駆動装置	可撓管の有無	
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交 付 基 本 額						
	交 付 率						
	交 付 額						
	事業の概要						

(3) 大容量送水管の場合

口 径	既設管の管種・延長	復旧管の管種・延長	新設管の管種・延長	備 考			
延長計	m	m	m				
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交 付 基 本 額						
	交 付 率						
	交 付 額						
	事業の概要						

(4) 重要給水施設配水管の場合

口 径	新設管の管種・延長	備 考					
延長計	m						
年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交 付 基 本 額						
	交 付 率						
	交 付 額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

年度別事業計画欄は、今回申請に係る重要給水施設への配水管、導水管、送水管についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

(5) 基幹水道構造物の耐震化事業の場合

基幹水道構造物の耐震化事業の概要							
施設名	施設の設置年月日	有効容量	総事業費(補強)	総事業費(改築・更新)	備考		
年度別事業費	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
	交付額						
事業の概要							

(記載上の注意)

- 備考には、採択した事業の種別(補強又は改築・更新)を記入すること。
- 改築・更新事業の場合、交付基本額の欄には、厚生労働大臣が認めた基準事業費と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額(給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額を記入すること

事業計画調書

[水道管路耐震化等推進事業]

(老朽管更新事業、水道管路緊急改善事業、管路近代化事業及び鉛管更新事業の場合)

- 事業名 (〇〇市〇〇〇〇事業)
- 給水人口 人
- 資本金単価 円/m²
- 管路総延長 m
- うち鉛管延長 m
- 旧管路の処分方法
- 水道管路耐震化等推進事業費(基幹管路耐震化整備事業を除く)の概要

年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
	交付額						
事業の概要							

(記載上の注意)

- 1については老朽管更新事業(ダクタイル鋳鉄管除く)、老朽管更新事業(ダクタイル鋳鉄管)、管路近代化事業及び鉛管更新事業の別を記入し、それぞれ別業とすること。
- 2、4及び5については、事業計画策定時の現在給水人口、管路総延長を記入すること。

事業計画調書

(基幹管路耐震化整備事業の場合)

- 1. 事業名
- 2. 給水人口 人
- 3. 資本単価 円/㎡

口 径	既設管の管種・延長	復旧管の管種・延長	新設管の管種・延長	備 考
延長計	m	m	m	

年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交 付 基 本 額						
	交 付 率						
	交 付 額						
	事業の概要						

事業計画調書

[水道事業運営基盤強化推進等事業の場合]
(水道事業運営基盤強化推進事業)

- 1 交付事業者名
- 2 水道事業の概要
 - (1) 水道事業体名
※統合前は複数事業者、統合後は一事業者を記載
 - (2) 事業認可年月日 年 月 日
又は、統合合意年月日 年 月 日 統合予定年月日 年 月 日
 - (3) 事業年度 年度～ 年度
- 3 水道事業運営基盤強化推進事業の概要

統合計画区域

統合前の事業者

※記入例

【上水道】●●市水道事業 (給水人口 人、資本単価 円)

 ▲▲町水道事業 (給水人口 人、資本単価 円)

統合後の事業者

※記入例

【上水道】◇◇水道企業団 (計画給水人口 人、計画一日最大給水量 m³/日)

4 事業計画 (交付対象事業) (単位:千円)

	広域化事業		運営基盤強化等事業	
	交付対象事業費	施設整備の概要	交付対象事業費	施設整備の概要
平成 年度				
合 計				

※交付対象事業費欄には、上段 () 書きに実績値、下段に計画値を記入。

5 事業内容

年度別事業計画	区分	全体事業費	初年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
			～前々年度				
総事業費		千円	千円	千円	千円	千円	千円
交付対象事業費							
交付基本額							
交付率							
交付額							
事業の概要							

(記載上の注意)

- 1 水道事業にあっては計画給水人口、実績給水人口を、水道用水供給事業にあっては計画1日最大給水量、実績1日最大給水量を記載すること。
実績値については、給水人口にあっては前年度末時点、一日最大給水量は前年度の数値を使用すること。
- 2 運営基盤強化等事業費(交付対象事業費)の総額は、広域化事業費(交付対象事業費)の総額を上限とする(年度間調整は可)。
- 3 年度別事業計画欄の事業の概要の項は、今回申請に係る水道事業運営基盤強化推進事業についてのみ記載することとし、当該年度の事業の内容及び事業量を施設区分毎に、各工種を具体的に記載すること。
- 4 別紙(2)以下について、広域化事業と運営基盤強化等事業はそれぞれ別葉で提出すること。

事業計画調査

(水道広域化施設整備費)

(1) 特定広域化施設・一般広域化施設の場合

1 水道(水道用水供給)事業の概要

事業名	〇〇地域用水供給事業第2次拡張事業					事業区分	上水道・用水供給事業		
区分	有収水量 A	資本費 B	受水分資 本費 C	経営費 D	用水単価 (B+C+D)/A	資本単価 (B+C)/A	交付率	旧資本単価	給水開始年月
前年度値	千㎡	千円	千円	千円	円/㎡	円/㎡		円/㎡	一部 年月
今年度値									全部 年月
水道 (水道用水供給) 事業概要	事業名	事業認可 年月日	工 期	目標年次	計画給水 人口	計画1人1日 最大給水量	計画1日 最大給水量	事業費	主な事業内容
	創 設		~		人	ℓ	㎡	千円	
	第1次拡張								

今 回 事 業	区 分	全体事業費	左 の う ち 交付対象事業費	事 業 概 要	財 源 種 別 内 訳	種類・名称	取 水 量
		千円	千円				㎡/日
	貯水施設						
	取水施設						
	導水施設						
	浄水施設						
	送水施設						
	配水施設						
	用地補償費						
	調査費						
	事務費						
	その他						
	合 計						

(記載上の注意)

- 1 交付取扱要領別表第1の交付採択基準欄のただし書きに該当する場合は、「旧用水単価」を記載すること。
- 2 水源種別内訳欄の取水量は、今後の予定についても()書きで記載すること。
- 2 水道広域化施設整備費事業の概要

市 町 村 名	事業数			計 画							実 績	
	上水	簡水	計	目標 年次	給水 人口	1人1日 最大 給水量	1日 最大 給水量	取 水 量			給水 人口	1日 最大 給水量
								自己水源		用水 供給		
							地表水	地下水等	計		㎡	人
合計												

年 度 別 事 業 計 画	区 分	全体事業費	前々年度	前 年 度	前年度まで計	今 年 度	翌年度以降
	総 事 業 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交 付 対 象 事 業 費						
	交 付 基 本 額						
	交 付 率						
交 付 額							
事 業 の 概 要							

(記載上の注意)

- 1 末端給水を行う特定広域化施設整備事業にあつては、市町村名欄に給水対象市町村名を記載し、その他の欄については、合計欄に一括に記載すること。
- 2 事業数、計画及び実績欄は前年末現在の数値を記載し、用水供給事業の目標年次までに事業認可(変更を含む。)が予定されているものについては、最終値を()書きで併記すること。
- 3 年度別事業計画欄は、今回申請に係る水道広域化施設整備費についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された(予定を含む。)事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

事業計画調査

(2) 広域化促進地域上水道施設の場合

1 水道事業の概要

事業名		〇〇区域用水供給事業第2次拡張事業								
区分	有収水量 A	資本費 B	受水分資 本費 C	経営費 D	用水単価 (B+C+D)/A	資本単価 (B+C)/A	交付率	旧 資本単価	給水開始年月	
前年度値	千㎡	千円	千円	千円	円/㎡	円/㎡		円/㎡	一部	年月
今年度値									全部	年月
水道事業概要	事業名	事業認可 年月日	工期	目標年次	計画給水 人口	計画1人1日 最大給水量	計画1日 最大給水量	事業費	主な事業内容	
	創設		～		人	ℓ	㎡	千円		
	第1次拡張									
今年度事業	区分	全体事業費		左のうち 交付対象事業費		事業概要				
	貯水施設	千円		千円						
	取水施設									
	導水施設									
	浄水施設									
	送水施設									
	配水施設									
	用地補償費									
	調査費									
	事務費									
その他										
合計										

(記載上の注意)

交付金取扱要領別表第1の交付採択基準欄のただし書きに該当する場合は、「旧資本単価」を記載すること。

2 広域化促進地域上水道施設整備事業の概要

目標年次	計 画							実 績	
	給水人口	1人1日 最大給水量	1日最大 給水量	取水量			浄水	給水人口	1日最大 給水量
				自己水源		計			
	人	ℓ/日	㎡	地表水	地下水等		計	㎡	人
合計									
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降		
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	交付対象事業費								
	交付基本額								
	交付率								
交付額									
事業の概要									

(記載上の注意)

- 1 計画及び実績欄は前年度末現在の数値を記載し、用水の受水目標年次までに事業認可（変更を含む。）が予定されているものについては、最終値を（ ）書きで併記すること。
- 2 年度別事業計画欄は、今回申請に係る広域化促進地域上水道施設事業費についてのみ記載することとし、事業の概要の項は、各年度ごとに実施された（予定を含む。）事業の内容及び事業量を簡潔に記載すること。

事業計画調書

(3) 水道広域化促進事業費の場合

- 1 交付事業者名
- 2 水道（水道用水供給）事業の概要
 - (1) 水道事業体名
※統合前は複数事業者、統合後は一事業者を記載
 - (2) 事業認可年月日 年 月 日
又は、統合合意年月日 年 月 日 統合予定年月日 年 月 日
 - (3) 事業年度 年度～ 年度
- 3 水道広域化促進事業の概要

統合計画区域
統合前の事業者
※記入例
【用水供給】○○用水供給事業団（一日最大給水量 m³/日）
【上水道】●●市水道事業（給水人口 人、資本単価 円）
▲▲町水道事業（給水人口 人、資本単価 円）

統合後の事業者
※記入例
【上水道】◇◇水道企業団（計画給水人口 人、計画一日最大給水量 m³/日）

4 事業計画（交付対象事業） (単位：千円)

	経年施設更新事業		統合関連事業	
	交付対象事業費	施設整備の概要	交付対象事業費	施設整備の概要
平成 年度				
合 計				

※交付対象事業費欄には、上段（ ）書きに実績値、下段に計画値を記入。

5 事業内容

年度別事業計画	区分	全体事業費	初年度～前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
	交付額						
	事業の概要						

(記載上の注意)

- 1 水道事業にあっては計画給水人口、実績給水人口を、水道用水供給事業にあっては計画1日最大給水量、実績1日最大給水量を記載すること。
実績値については、給水人口にあっては前年度末時点、一日最大給水量は前年度の数値を使用すること。
- 2 統合関連事業費（交付対象事業費）の総額は、経年施設更新事業費（交付対象事業費）の総額を上限とする（年度間調整は可）。
- 3 年度別事業計画欄の事業の概要の項は、今回申請に係る水道広域化促進事業費についてのみ記載することとし、当該年度の事業の内容及び事業量を施設区分毎に、各工種を具体的に記載すること。
- 4 別紙（2）以下について、経年施設更新事業と統合関連事業はそれぞれ別葉で提出すること。
- 5 交付金取扱要領別添3に定める添付書類を提出すること。

事業計画調査

(水道水源自動監視施設等整備事業)

1. 水道水源自動監視施設整備費の場合

- (1) 設置者
- (2) 機器設置場所
- (3) 監視を実施する水源名
- (4) 参画水道事業者等
- (5) 設置費用の負担方法
- (6) 供用開始予定日
- (7) 業務内容及び職員の配置 (監視内容、監視体制、職員)
- (8) 運営方式及び運営費の負担方法
- (9) 事業計画

品名	規格	単位	数量	単価	金額	
					交付対象事業費	交付対象外事業費
				円	円	円
計						

2. 遠隔監視システム整備費の場合

統合する水道事業名							
統合(予定)年月日							
工期		年度～ 年度 (年間整備計画)					
監視項目							
年度別事業計画	区分	全体事業費	前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
	総事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
事業の概要							

(記載上の注意)

事業の概要欄は、遠隔監視システムの概要及び導入する機器、設備等について簡潔に記載すること。

事業計画調査

[官民連携等基盤強化推進事業]

- 1 交付対象事業者名
- 2 水道事業の概要
 - (1) 水道事業体名
 - (2) 事業認可年月日 年 月 日
 - (3) 給水人口
- 3 事業概要

年度別事業計画	区分	全体事業費	～前々年度	前年度	前年度まで計	今年度	翌年度以降
		総事業費	千円	千円	千円	千円	千円
	交付対象事業費						
	交付基本額						
	交付率						
	交付額						
	事業内容						

別記様式第1号別紙(3)
事業費所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
種 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 b-c 又は b-d のいずれか 少ない額	基準事業費	交 付 基 本 額 e 又は f のい ずれか少な い額	交 付 金 所 要 額	仕入れに係 る消費税等 相当額	要交付額
本 工 事 費	円	円	円	円	円	円			
用地費及び補償費									
調 査 費									
事 務 費									
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

- 1 本調書は、水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)の場合には使用しない。
- 2 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 3 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 4 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び交付金取扱要領別表第5に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付対象外とした経費を記入すること。
- 5 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 6 「基準事業費」欄には、別紙(2)による算定額を種目別に記入すること。
- 7 「交付基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定基準による算定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 「交付金所要額」欄には、「交付基本額」に取扱要領別表第1及び別表第2に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 9 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 10 「要交付額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「交付金所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付金所要額」を記入すること。
- 11 種目「その他」欄には、取扱要領別表第5に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)事業費所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(h-i)
種 目	総事業費	寄附金その他の収入額	単独事業費	差引額 b-c 又は b-d のいずれか 少ない額	基準事業費	選 定 額 e 又は f のい ずれか少な い額	交 付 金 所 要 額	仕入れに係 る消費税等 相当額	要交付額
本 工 事 費									
用地費及び補償費									
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

- 1 本表は、水道施設等耐震化事業緊急時給水拠点確保等事業のうち基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)の場合に記入すること。
- 2 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 3 「寄附金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 4 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他基幹水道構造物の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び取扱要領別表第5に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付対象外とした経費を記入すること。
- 5 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 6 「基準事業費」欄には、基準事業費算定明細書(取扱要領別添1の別表)により算定した基準事業費を記入すること。
- 7 「交付金所要額」欄には、「選定額」に取扱要領別表第1に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 8 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 9 「要交付額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「交付金所要額の合計」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付所要額」を記入すること。
- 10 種目「その他」欄には、調査費、事務費及び取扱要領別表第5に定める以外の事業費(例えばPFI事業、建設利息等)を記入すること。

別記様式第1号別紙(4)

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業及び緊急時給水拠点確保等事業のうち基盤水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業)・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)を除く。)

工事費総括書

費目	種目別	細目	単位	算定基準による算定額				備考
				変更前		変更後		
				数量	金額	数量	金額	
工事費	本工事費 (含附帯工事費)	直接工事費			円		円	
		共通仮設費 (純工事費)						
		現場管理費 (工事原価)						
		一般管理費						
	用地費及び補償費							
	調査費							
	工事雑費							
事務費								
合計								

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業)・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)の場合)

品名	規格	単位	変更前			変更後			備考
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	
				円	円		円	円	
計									

別記様式第1号別紙(5)

財源調書

総事業費	財源内訳					
	交付金	その他補助金	起債額	企業会計特別会計	一般会計	その他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1 PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段()で別掲すること。
- 2 その他交付金欄は、本交付金以外の補助金等を記載すること。

島根県知事 様

地方公共団体等の長 

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金事業状況報告書

(a) 交付対象事業 (地区名)						(b) 事業費							
						交付基本額			交付額				
						円			円				
(c) 事業着手 年月日		(d) 交付決定 済額		(e) 交付金受入調書				(f) 交付金繰越(不用)予定額					
				受入済額		受入予定額		計					
平成 年 月 日		(イ) 円		円		円		(ロ) 円		(イ)-(ロ) 円			
(g) 3月31日まで事業費支出確定予定額の算出基礎						(h) 事業費繰越(不用)予定額		(i) 事業竣工予定年月日					
(ハ) 事業費支出義務確定額				(ニ) 事業費 支払予定額		(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額 (ハ)+(ニ)							
支払済額		支払義務額		計									
円		円		円		円		平成 年 月 日					
(j) 事業費支払確定予算額及び事業費繰越予算額内訳													
交付対象事業内容							事業費支払 確定予定額		事業費翌年度繰越予 定額又は不用予定額		備考		
種別	工種	品種	形状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額			
						円		円		円			
合計													
繰越又は不要となった理由													
その他の参考事項		交付基本額算出方式											

(記載上の注意)

- 1 交付金受入調書中受入予定額とは、当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに事業費支出確定予算額に相当する交付額より受入済額を控除した額をいう。
- 2 事業費支出義務確定額(ハ)とは、交付対象事業がすでに完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
- 3 事業費支出予定額(ニ)とは、交付対象事業の未完成部分について当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。
- 4 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。
- 5 事業費繰越(不用)予定額(h)とは、補助基本額より当該期日(翌年度への繰越事業の場合は3月31日)までに完成の見込ある事業に要する費用を減じた額である。
- 6 事業中止又は廃止の場合は、「繰越又は不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった標記交付金について、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3-2）
金 円
- 5 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金変更承認申請書

平成 年 月 日 第 号をもって交付の決定を受けた標記交付金について、下記のとおり変更し〔追加交付（減額承認）を受け〕たいので、島根県生活基盤施設耐震化等交付金要綱により申請する。

注：金額の変更がない場合は〔 〕の部分は除くこと。

記

1	今回交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	増△減額	金	円

2 変更の理由

3 経費の配分表 別記様式第1号別紙（1）

4 事業計画調書 同別紙（2）

5 事業費所要額調書 同別紙（3）

6 算定額明細書 同別紙（4）

7 財源調書 同別紙（5）

8 添付書類

- （1）歳入歳出予算書の写し
- （2）設計図面
- （3）その他必要な参考資料

変更に係る地区のみ添付すること。

（記載上の注意）

- 1 関係書類については、当該変更部分上段に（ ）書きで変更前の金額等を記載すること。
- 2 PFI事業が含まれる場合の記載方法は当初申請に準ずること。
- 3 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金実績報告書

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定の通知のあった標記交付金について、事業が完了したので、島根県生活基盤施設耐震化等交付金要綱により下記のとおり報告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）

（注）未受領の交付金がある場合に記入

記

- 1 交付金精算額 金 円也
- 2 工事期間
 - 着 工 平成 年 月 日
 - 完 了 平成 年 月 日
- 3 交付申請及び変更申請の手續状況
 - (1) 交付申請 平成 年 月 日 第 号
 - 交付決定 平成 年 月 日 第 号
 - (2) 変更申請 平成 年 月 日 第 号
 - 承認 平成 年 月 日 第 号
- 4 実績報告調書 別記様式第7号別紙（1）
- 5 事業費精算額調書 同別紙（2）
- 6 算定基準による算定額明細書 同別紙（3）
- 7 財源調書 同別紙（4）
- 9 残存物件調書 同別紙（5）
- 10 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書の写し
 - (2) 精算設計図面（ただし、交付申請時と全く同じ場合は省略可）
 - (3) 請負及び竣工検査調書 別記様式7号別紙（6）
 - (4) その他必要な参考資料

経費の配分表の地区ごとに添付すること。

（記載上の注意）

- 1 交付対象事業を翌年度へ繰り越した場合にあつては「平成 年度（平成 年度への繰越分）」と記入すること。
- 2 事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に（ ）書きで申請時の内容を記載すること。
- 3 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙(1)、別紙(4)を作成するとともにPFI事業により取得した施設の整備に要した費用の内訳について別紙(2)を作成し添付する。

また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金 実績報告調書

交付対象事業者

(単位：円)

No.	事業 種別	地域 種別	地区名	事業区分		予算区分	a 総事業費	b 寄付金その他 の収入額	c 単独事業費	d 差引額 <small>a-b又はa-cのいずれ か少ない額</small>	e 基準事業費	f 交付基本額 <small>(f)は(a)のいずれか 少ない額</small>	g 交付率	h (f×g) 交付金所要額	i 仕入に係る消 費税等相当額	j (h-i) 交付額	k 交付決定額	l 交付金受入 (予定)額	m (k-l) 差引額 Δ 不足 額
				中事項	小事項														
I 水道施設等耐震化事業																			
小 計																			
II 水道事業運営基盤強化推進等事業																			
小 計																			
III 官民連携等基盤強化推進事業																			
小 計																			
合 計 (I + II + III)																			

2 本工事費内訳書

費 目	種 目 別	施 設 別	工種別	形状寸法等	単 位	算定基準による算定額		備 考
						精 算 時		
						数 量	金 額	
工 事 費	本 工 事 費 (含附帯工事費)						円	
合 計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、当該年度に交付対象となる工事費について記載すること。
- 2 「施設別」欄には、貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の別と共通仮設費、現場管理費、一般管理費の別を記載すること。
- 3 「工種別」欄には、工事の種別を記載すること。
- 4 「形状寸法等」欄には、構造、材質、型式、形状寸法等を記載すること。
- 5 「算定基準による算定額」欄には、交付金取扱要領別表第5に定める算定基準により算定した額を記載すること。
- 6 特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金又はこれに準ずる多目的ダム等の負担金若しくは分担金については、「工種別」欄に「〇〇ダム負担金」等と記載し、「協定書等」を添付すること。
- 7 直営で施工する場合又は資材を支給して工事を施工する場合には、その旨「備考」欄に記載すること。
- 8 他に汎用されている代替工法の存在する場合又は特殊な工法によって施工する場合には、採用予定工法に関する説明資料及び工法を選定した経緯を示す資料を添付すること。

3 用地費及び補償費内訳

種 別	施 設 別	対象物件	単 位	精 算 時			備 考
				数 量	単 価	金 額	
					円	円	
計							

(添付書類)

用地売買契約書、補償契約書等

4 調査費内訳

施 設 別	工 種 別	形 状 寸 法 等	単 位	算定基準による算定額		備 考
				精 算 時		
				数 量	金 額	
					円	
計						

(記載上の注意)

本表は、調査の名称を付して、当該年度に交付の対象となる調査費全体について記載すること。

5 工事雑費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数 量	単 価	金 額	
				円	円	
計						

6 事務費内訳

細目	種別	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

算定基準による算定額明細書

(水道施設等耐震化事業(生活基盤近代化事業増補改良のうち放射線量の確認を行うための分析機器整備事業)・水道事業運営基盤強化推進等事業(水道水源自動監視施設等整備事業のうち水道水源自動監視施設整備費)の場合)

- 1 施設名称
- 2 所在地
- 3 共同(参画)事業者名
- 4 精算内訳

品名	規格	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別記様式第7号別紙(4)

財源調書

総事業費	財源内訳					
	交付金	其他都道府県 交付金	起債額	企業会計特別会計	一般会計	その他
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

申請書様式の記載上の注意と同様である。

別記様式第7号別紙(5)

残存物件調書

原材料		購入量	単位	使用数量			残余材料(手持分を除く)			評価額 算定方法	備考
品名	形状寸法			購入分	手持分	計	数量	評価額			
								単価	金額		

(記載上の注意)

- 1 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
- 2 工事を請負により施行した場合及びPFI事業の場合は作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別記様式第7号別紙(6)

請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工場所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約 方式	備考
								検査年月日	検査員 職・氏名		

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約毎に記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を()書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種毎の主要な設備、管路の概況について記載すること。
5. PFI事業の場合も、この表に準じて作成すること。また、契約方式欄に「PFI事業」と記入すること。

別記様式第8号（第10条関係）

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体等の長 

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金年度終了実績報告書

平成 年 月 日 第 号をもって交付の決定を受けた標記交付金について、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により別紙のとおり報告する。

